

仕様書

1. 業務の名称

令和元年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

2. 業務の目的

本業務の対象地区は、東京駅前の八重洲一丁目東 B 地区（以下「東地区」という。）、八重洲二丁目北地区（以下「北地区」という。）、八重洲二丁目中地区（以下「中地区」という。）の3地区で行われる再開発事業の機会を捉えた広場空間の整備やバスターミナルの整備等の更なる交通基盤の拡充を行うことにより、日本の中心駅である東京駅の交通結節点の機能強化を図っていく地区である。

本業務は、東京駅前の八重洲地区で起こる3つの市街地再開発事業に併せてそれぞれの地下部分に整備されるバスターミナル施設について、一体的な施設整備、運営管理にむけた関係者協議の資料を作成し、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

4. 対象地区

東京駅前 八重洲地区

5. 業務内容

(1) バスターミナル設計協議資料作成業務

- ・東地区の再開発組合が提示する実施設計案について、設計条件との整合及び利用・運営・管理上の観点から指摘すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・北地区の再開発組合が提示する施工内容について設計条件との整合及び、利用・運営・管理上の観点から指摘・要望すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・中地区の再開発準備組合が提示する基本設計案について、設計条件との整合及び利用・運営・管理上の観点から指摘すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・周辺の鉄道駅からバスターミナル施設に至るまでの動線・サイン計画を検討し関係者との協議に必要な資料を作成する。
- ・首都東京の玄関口としてふさわしいバスターミナル施設のデザインコンセプトを検討した上で、利用・運営・管理・コストの視点から具体的な内装の検討をする。

(2) バスターミナル施設の管理、運営に係る計画検討および協議資料作成業務

- ・バスターミナル施設の収益性強化に資する施設計画の検討及び再開発組合等との協

議資料を作成する。

- ・バスターミナル施設の維持管理のしやすさ及び、事業採算性を踏まえた工事区分の検討及び、再開発組合との協議資料を作成する。
- ・管理・運営のしやすさ及びランニングコストを踏まえ、最適なバスターミナル施設の財産・管理区分の検討及び再開発組合との協議資料を作成する。
- ・バスターミナル施設及び、バスターミナル機能の運用に必要な機器の耐用期間を踏まえ維持修繕計画の検討及び資料作成を行う。
- ・本バスターミナルの移行範囲に存在する路上バス停の移行に関する協議調整資料を編纂する。

(3) 運営事業者募集資料作成等補助業務

- ・(1)(2)の検討結果を踏まえ運営事業者募集資料の作成を補助する

(4) 打合せ

- ・再開発組合との打合せ・・・月3回程度
- ・上記(1)～(3)に係る打合せ・・・月に2回程度

6. 成果品

報告書(A4くるみ製本)3部及び、電子データ1部(CD-R等メディアに格納)

なお、報告書用紙については以下の基準、その他「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成23年2月)の「印刷」に係る「判断の基準」に適合していること。

- ① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること
- ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第2課

8. 受注者は、関係書類を常時整備し、機構担当者より関係書類の請求があった場合は、速やかに提出しなければならない。
9. 受注者は、安全に留意し、かつ関係法令等を順守して業務を遂行しなければならない。

10. その他

- (1) 想定敷地の具体条件については、契約締結者に対して別途指示するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、そのつど機構担当者と協議し、担当者の指示に従うこと。
- (3) 業務の履行上必要な情報収集方法などについては、事前に機構指示者と協議し、また業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

以上

【仕様書①（別紙）】

調査・検討業務等の業務量

令和元年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(1) 3地区に係る設計等検討補助業務	61.00 人・日	
(2) 3地区に係る計画検討補助業務	99.00 人・日	
(3) 運営事業者募集資料作成等補助業務	26.00 人・日	
(4) 打合せ	40.00 人・日	

仕様書

1. 業務の名称

令和2年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

2. 業務の目的

本業務の対象地区は、東京駅前の八重洲一丁目東 B 地区（以下「東地区」という。）、八重洲二丁目北地区（以下「北地区」という。）、八重洲二丁目中地区（以下「中地区」という。）の3地区で行われる再開発事業の機会を捉えた広場空間の整備やバスターミナルの整備等の更なる交通基盤の拡充を行うことにより、日本の中心駅である東京駅の交通結節点の機能強化を図っていく地区である。

本業務は、東京駅前の八重洲地区で起こる3つの市街地再開発事業に併せてそれぞれの地下部分に整備されるバスターミナル施設について、一体的な施設整備、運営管理にむけた関係者協議の資料を作成し、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

3. 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4. 対象地区

東京駅前 八重洲地区

5. 業務内容

(1) バスターミナル設計協議資料作成業務

- ・東地区の再開発組合が提示する設計・施工案について、設計条件との整合及び利用・運営・管理上の観点から指摘すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・北地区の再開発組合が提示する施工内容について設計条件との整合及び、利用・運営・管理上の観点から指摘・要望すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・中地区の再開発（準備）組合が提示する設計案について、設計条件との整合及び利用・運営・管理上の観点から指摘すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・バスターミナル運営事業者の要望等を踏まえ、バスターミナルの運用に必要な事項を検討し、必要な整備条件等を整理する。
- ・利用・運営・管理・コストの視点を踏まえた上で、首都東京の玄関口としてふさわしいバスターミナル施設の具体的な内装等を検討する。

(2) 打合せ

- ・再開発組合との打合せ・・・月3回程度
- ・上記（1）に係る打合せ・・・月に2回程度

6. 成果品

報告書（A4 くるみ製本）3部 及び、電子データ1部（CD-R 等メディアに格納）

なお、報告書用紙については以下の基準、その他「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成23年2月）の「印刷」に係る「判断の基準」に適合していること。

- ① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること
- ② バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第2課

8. 受注者は、関係書類を常時整備し、機構担当者より関係書類の請求があった場合は、速やかに提出しなければならない。
9. 受注者は、安全に留意し、かつ関係法令等を順守して業務を遂行しなければならない。

10. その他

- （1）想定敷地の具体条件については、契約締結者に対して別途指示するものとする。
- （2）本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、その都度機構担当者と協議し、担当者の指示に従うこと。
- （3）業務の履行上必要な情報収集方法などについては、事前に機構指示者と協議し、また業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

以 上

【仕様書②（別紙）】

調査・検討業務等の業務量

令和2年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(2) 3地区に係る設計等検討補助業務	74.50 人・日	
(2) 打合せ	78.00 人・日	

仕様書

1. 業務の名称

令和3年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

2. 業務の目的

本業務の対象地区は、東京駅前の八重洲一丁目東 B 地区（以下「東地区」という。）、八重洲二丁目北地区（以下「北地区」という。）、八重洲二丁目中地区（以下「中地区」という。）の3地区で行われる再開発事業の機会を捉えた広場空間の整備やバスターミナルの整備等の更なる交通基盤の拡充を行うことにより、日本の中心駅である東京駅の交通結節点の機能強化を図っていく地区である。

本業務は、東京駅前の八重洲地区で起こる3つの市街地再開発事業に併せてそれぞれの地下部分に整備されるバスターミナル施設について、一体的な施設整備、運営管理にむけた関係者協議の資料を作成し、事業の円滑な推進に資することを目的とする。

3. 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4. 対象地区

東京駅前 八重洲地区

5. 業務内容

(1) バスターミナル設計協議資料作成業務

- ・東地区及び中地区の再開発（準備）組合が提示する設計・施工案について、設計条件との整合及び利用・運営・管理上の観点から指摘すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・北地区の再開発組合が提示する施工内容について設計条件との整合及び、利用・運営・管理上の観点から指摘・要望すべき事項を検討し、協議に必要な資料を作成する。
- ・バスターミナル運営事業者の要望等を踏まえ、バスターミナルの運用に必要な事項を検討し、必要な整備条件等を整理する。
- ・利用・運営・管理・コストの視点を踏まえた上で、首都東京の玄関口としてふさわしいバスターミナル施設の具体的な内装等を検討する。

(2) 打合せ

- ・再開発組合との打合せ・・・月3回程度
- ・上記（1）に係る打合せ・・・月に2回程度

6. 成果品

報告書（A4 くるみ製本）3部 及び、電子データ1部（CD-R等メディアに格納）

なお、報告書用紙については以下の基準、その他「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第6条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成23年2月）の「印刷」に係る「判断の基準」に適合していること。

- ① 古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること
- ② バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③ 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること

7. 提出先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 事業推進第2課

8. 受注者は、関係書類を常時整備し、機構担当者より関係書類の請求があつた場合は、速やかに提出しなければならない。
9. 受注者は、安全に留意し、かつ関係法令等を順守して業務を遂行しなければならない。

10. その他

- (1) 想定敷地の具体条件については、契約締結者に対して別途指示するものとする。
- (2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、その都度機構担当者と協議し、担当者の指示に従うこと。
- (3) 業務の履行上必要な情報収集方法などについては、事前に機構指示者と協議し、また業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、または利用してはならない。

以 上

【仕様書③（別紙）】

調査・検討業務等の業務量

令和3年度東京駅前における交通結節機能強化に係る設計及び運営計画検討資料作成業務

業務項目	業務量 (人・日)	備考
(3) 3地区に係る設計等検討補助業務	74.50 人・日	
(2) 打合せ	78.00 人・日	